Press Release



報道機関各位

平成25年3月8日 日本司法支援センター

「**法テラスふたば**」 3月17日(日)開所式&開所記念「出張相談会」開催

日本司法支援センター(法テラス)は、11月20日付プレスリリースでもお伝えしたとおり、この度、福島県弁護士会をはじめ地方自治体・関係機関の協力のもと、福島県双葉郡広野町に沿岸部(浜通り)では初となる被災地出張所「法テラスふたば」を設置し、本年3月17日(日)より業務を開始します。

「法テラスふたば」は、双葉郡各町村、その他周辺市町村の方々のご利用を想定しています。

相談の予約はこちら



30503381-3805

(予約受付時間) 平日:午前9時~午後5時 ※法律相談日時については、お問い合わせください 編島県双葉郡広野町広洋台17日1番89

●開所式&開所記念「出張相談会」の開催

3月17日(日)、法テラスふたばの開所記念イベントとして、いわき市四倉町の仮設住宅において、法テラスの移動相談車を利用した「出張相談会」を開催いたします(時間:午前10時~正午)。相談は予約優先制で3月8日(金)より、お電話にて受け付けます。

※開所式についての詳細は裏面をご覧ください。

★テラスふたばの相談体制について

「法テラスふたば」では、福島県弁護士会と福島県司法書士会の協力のもと、弁護士・司法書士が下記のとおり相談に対応し、昨年4月に施行された「法テラス震災特例法(※)」にもとづき、どなたでも無料法律相談を受けられます。

- ○弁護士による無料法律相談 月·水·金 (水·金はテレビ電話システムを利用した相談を行います。)
- ○司法書士による無料相談 火・木 (火は午後のみ行います。)
- ※月曜日が祝日の場合は、火曜日に弁護士による無料法律相談を行います。その場合、司法書士による無料相談は実施いたしません。 ※詳細はお問い合わせください。
- ※法テラス震災特例法(東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律) 平成24年3月23日に成立し、4月1日に施行。平成23年3月11日時点において、<u>災害救助法が適用された地域</u> (福島県は全域)に住所、居所、営業所又は事務所があった方(法人を除く)が対象となり、資力を問わず法テラスのサービス (無料法律相談や代理援助(代理援助は震災起因性があることを条件とする)等)を受けることができます。

開所式・事務所内覧会会場のご案内

下記のとおり開催いたしますので、是非ご取材くださいますようお願いいたします。

1. 日時

平成25年3月17日(日)

◆開所式 午後 1時30分~午後 2時20分

◆事務所内覧会 午後 3時00分~午後 3時30分

2. 場所

◆開所式 **広野町公民館2階**

(住所)福島県双葉郡広野町中央台1-1

◆事務所内覧会 **法テラスふたば**

(住所)福島県双葉郡広野町広洋台1-1-89

※当日は、駐車場をご用意していますので、会場の駐車場係がご案内します。

3. 開所式(テープカットセレモニー)招待予定団体

【地方自治体】

福島県、双葉郡各町村など

【関係機関】

法務省、福島地方裁判所、福島家庭裁判所、福島地方検察庁、福島地方法務局、

原子力損害賠償支援機構、原子力損害賠償紛 争解決センター、双葉郡各町村の社会福祉協議 会、福島県弁護士会、福島県司法書士会、 福島県行政書士会、福島県社会保険労務士会、 福島県土地家屋調査士会、福島県建築士 事務所協会、東北税理士会福島県支部連合会、 株式会社日本フットボールヴィレッジなど

